

令和8年度 大津町監査計画

1 目的

令和8年度において、地方自治法、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び大津町監査基準に基づいて監査委員が行う監査、検査及び審査その他の行為（以下「監査等」という。）の公正で効率的かつ効果的な執行を確保するため、大津町監査基準第7条の規定に基づき、次のとおり監査計画を定める。

なお、この監査計画は、必要に応じて変更又は追加するものとする。

2 基本方針

TSMC の進出とその関連産業の集積や阿蘇くまもと空港アクセス鉄道計画など周辺環境が様変わりをし、大きな転換期を迎えている。

そのような中、工業団地の整備や JR 肥後大津駅周辺整備が着実に進み、また、急速な環境の変化に対応するため、都市計画マスタープランについては、前倒しで改定が行われたところである。

令和8年度は、第7次振興総合計画の初年度となり、新たなまちづくりに向けてのスタートの年となる。現在進んでいる各種施策に加えて、空港アクセス鉄道の新駅設置についての検討や公共施設などの改修も見込まれている。

町はそういった様々な課題に対応し、合理的かつ効果的な行財政運営を推進していかなければならない。

そのような点を踏まえ、地方自治法に基づき、町の事務執行が法令や効率性に沿って適正に行われているかを検証し、町民の福祉向上と行政の改善に寄与しているか重点的に監査を行う。

3 監査等の種別と方針

(1) 財務監査（定期監査）

（地方自治法第199条第1項・第4項、監査委員に関する条例第4条、町監査基準第2条第1号）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業が法令に適合し、正確で適正かつ効率的に行われ最小の経費で最大の効果が挙げられるようにし、組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

(2) 行政監査

（地方自治法第199条第2項、町監査基準第2条第2号）

組織、人員、事務処理方法など事務の執行が法令等に適合し、正確で適正

かつ効果的に行われているか監査する。

(3) 随時監査

(地方自治法第199条第5項、監査委員に関する条例第5条)

必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施する。

(4) 財政援助団体等監査

(地方自治法第199条第7項、監査委員に関する条例第7条、町監査基準第2条第3号)

町が財政的援助を行っている団体（以下「補助金等交付団体」という。）を対象とする。

補助金等交付団体の出納その他の事務の執行が補助金交付規則及び補助金交付基準に関する要綱等に沿って適正かつ効果的に執行されているか監査する。

(5) 決算審査

(地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項、監査委員に関する条例第9条、町監査基準第2条第4号)

決算その他関係書類の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効果的に行われているか監査する。

(6) 例月出納検査

(地方自治法第235条の2第1項、監査委員に関する条例第8条、町監査基準第2条第5号)

各会計の現金の出納について、毎月の計数、証票書類の合理性、また必要に応じて現金保管状況等を確認するとともに、町の財政収支の動態を主として計数面より把握し、出納事務が正確に行われているか検査する。

(7) 基金運用審査

(地方自治法第241条第5項、監査委員に関する条例第9条、町監査基準第2条第6号)

基金の運用状況等の計数が正確かを確認するとともに、基金の設置目的に沿って、適正かつ効果的に行われているか監査する。

なお、毎月の例月出納検査時に金融機関別預金調書等を基に確認を行い、決算審査と併せて総合的な審査を行う。

(8) 健全化判断比率等審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項・第22条第1項、町監査基準第2条第7号)

一般会計等の健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債比率・将来負担比率）等の基礎となる書類に基づき、適正に算定されているか監査する。

(9) その他の監査等

監査の要求もしくは請求があったとき又は監査委員が必要があると認めるときは、監査委員の協議に基づき監査等を実施する。

4 監査等の実施時期

(1) 令和8年度における監査等は、概ね別表に定める「令和8年度大津町監査業務年間計画」に従い実施する。

なお、都合により予定の変更や追加を行うことがあるものとする。

(2) 監査対象課等詳細については、各監査実施前に通知する。都合により監査日時の変更を希望する場合は、その申し出により協議のうえ、変更することができるものとする。

5 監査実施要領及び実施体制

(1) 監査対象課等においては、監査委員の指示した資料を準備し、定められた期限内に監査委員書記へ提出しなければならない。

(2) 監査委員は提出された監査資料を確認のうえ、監査等を行う。

(3) 監査等は、関係書類、帳簿等を点検し、併せて必要に応じて関係職員から概況聴取することにより行う。なお、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(4) 監査等は、監査等の種類、対象、目的、管理点検体制及び内部監査の信頼性の程度を勘案して、試査又は精査により行うものとする。この場合において、試査によるときは、その範囲を合理的に決定しなければならない。

6 監査等の結果報告及び公表等

(1) 各監査等の結果については、監査委員協議により取りまとめ、必要に応じて議会、町長及び関係機関に報告する。

(2) 地方自治法に規定する監査の結果に関する報告の公表は、監査委員に関する条例第11条の規定により行い、その内容を町ホームページにも掲載する。

7 その他

その他必要な事項については、監査委員が別に定める。

監査種別一覧

監査種別	根拠条文	監査対象	実施時期
財務監査（定期監査）	地方自治法 第 199 条第 1・4 項	一般会計 特別会計 公営企業会計	9 月～11 月
行政監査	地方自治法 第 199 条第 2 項	同上	必要と認めるとき （必要に応じて他の 監査等を行う際に、広 く行政監査の視点も 用いる。）
財政援助団体等監査	地方自治法 第 199 条第 7 項	財政援助団体 出資団体	10 月
決算審査	地方自治法 第 233 条第 2 項 第 241 条第 5 項 公営企業法 第 30 条第 2 項	一般会計 特別会計 公営企業会計	6 月～8 月
基金運用審査	地方自治法 第 241 条第 5 項	各種基金	決算審査と併せて 実施
例月出納検査	地方自治法 第 235 条の 2 第 1 項	一般会計 特別会計 公営企業会計	毎月 20 日から末 日の間 （条例第 8 条）
健全化判断比率等 審査	地方公共団体の財政 の健全化に関する法 律第 3 条第 1 項・第 22 条第 1 項	同上	決算審査と併せて 実施
その他要求等に基 づく監査 ・直接請求監査 ・議会の請求監査 ・長の要求監査 ・住民監査請求監査	地方自治法 第 75 条、第 98 条第 2 項 第 199 条第 6 項、第 242 条	請求の機関	要求等に応じて

※上記に加え、監査委員が必要と認めるときに監査を実施する（随時監査）

大津町監査の基本項目

区 分	基本項目	主な着眼点
1 前年度監査等の結果(指摘)に対する措置状況	是正改善の取組	前年度定期監査又は決算審査で是正又は検討を求めた事項は、是正又は検討されているか
2 収入事務	収入調定	調定事務の遅れ又は調定漏れはないか
		調定金額は適正か
		摘要欄に必要事項を簡潔に記載又は必要書類の写しを添付しているか
	収納現金の管理	金融機関への払込みは適正か
	滞納金等への対応	滞納金等に対する対応策を定めているか
滞納金等に対する対応策は適切か		
3 支出事務	負担行為の時期	支出負担行為の時期は適正か
		摘要欄に必要事項を簡潔に記載しているか
	支払の時期	支払時期は適正か
	資金前渡の管理	現金の管理は適正か
	検収、検査	検収、検査を行っているか
4 契約事務	随意契約の根拠	随意契約の理由は適正か
		随意契約の理由書を添付しているか
	契約書の作成	契約書の作成は適正か
		契約書に必要な条項があるか
	書類の整理	契約に関する書類チェック表を作成し添付しているか
5 工事の施工に関する事務	工事の施工管理	設計及び積算は妥当か
		設計変更(内容、理由、時期等)は適正か
		施工監督(安全性、確認検査等)は適切か
6 補助金の交付に関する事務	要綱等の制定	要綱・要領に必要な項目は規定されているか
	交付決定等の時期	要綱・要領に沿った事務処理となっているか
	事業実績の検査	補助事業の実績は交付目的に適合しているか
補助額は適正か		
7 財産・物品等管理事務	物品の管理	郵便切手類等の管理は適正か
		備品台帳は適正に作成されているか
8 その他	公文書の作成	公文書の作成は適正か
	サービス管理	月80時間以上時間外勤務をしていないか
		休暇はとれているか

※基本項目以外の項目についても、必要に応じて監査を実施することがある。

令和8年度 大津町監査業務年間計画

※日程は都合により変更となる場合があります												
業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9.1月	R9.2月	R9.3月
例月出納検査（毎月）	27日(月)	26日(火) 27日(水)	23日(火) 24日(水)	28日(火)	26日(水)	29日(火)	26日(月)	25日(水)	23日(水)	26日(火)	24日(水)	24日(水)
財政援助団体等監査（10月）							3日間 程度					
決算審査（7月～8月）				計16日程度 (8月下旬に報告会実施)		9月定例会 初日にて 決算報告						
定期監査（9月～11月）						計15日程度 (11月中旬に報告会実施)						
熊本県町村監査委員協議会 理事会、理事・事務局長合同 会議、監事会				監事会 6日(月) 合同会議 8日(水)				理事会 20日(金)			合同会議 26日(金)	
熊本県町村監査委員協議会 総会・研修会（7月、3月）				臨時総会 研修会 21日(火)								定期総会 研修会 未定
町村監査委員全国研修会 〔東京〕（10月）							27日(火)					
年間計画打合せ	R8.3月 25日(水)											
※上記に加え、監査委員が必要があると認めるときに監査を実施する（随時監査）												